平成２５年（フ）第９８号
岐阜県美濃加茂市加茂野町木野1267番地３　アクエリア102、前住所岐阜県関市小迫間112番地
破産者　道家　一郎
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第１４４８号
札幌市東区北33条東14丁目６番１―404号
破産者　田宮　和幸
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７１５号
札幌市中央区南14条西８丁目５番７号　レヂデンス148―101号
破産者　佐藤　正吉
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３８２号
札幌市豊平区月寒東４条７丁目５番５号　マイコール札幌103号
破産者　高橋　寿夫
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３９３号
札幌市北区あいの里４条６丁目26番20号
破産者　脇川　久乃
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２３号
北海道野付郡別海町別海川上町139番地の60
破産者　小椋　哲也
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３７０号
北海道紋別市渚滑町１丁目６番地の68
破産者　工藤　敏孝
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９５号
北海道旭川市豊岡８条７丁目４番14号
破産者　吉田　忠明
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５６０号
埼玉県狭山市大字水野1237番地の９
破産者　大高　重雄
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５８６号
埼玉県入間市大字下谷ケ貫906番地６
破産者　大島　孝子
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５９３号
埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷３番地23、開始決定時の住民票上の住所埼玉県坂戸市大字紺屋211番地１　ヴェルディール東坂戸１―301
破産者　戸浦　末夫
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６０５号
埼玉県川越市並木新町７番地５　シービーフォート105
破産者　永見　弘之
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１４０号
横浜市緑区北八朔町1508番地　市営谷津田原第二住宅１棟412号
破産者　古田　　眞
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３０号
神奈川県小田原市前川946番地の１
破産者　内田　清和
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３３４号
神奈川県伊勢原市桜台４丁目18番30号　コスモ桜台101号、前住所静岡県伊東市八幡野1083番地の３
破産者　野村　博繁
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４９０号
神奈川県中郡大磯町生沢225番地１　テラス国府Ａ―１
破産者　赤平　知香（旧姓石井）
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１号
長野県小県郡青木村大字村松424番地４
破産者　加藤　裕一
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１８５６号
愛知県半田市宮本町４丁目101番地の５　ファーライト宮池Ａ棟103号
破産者　河合　健治
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９０９号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地８　320号棟202号室
破産者　塚本　真市
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部